

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和元年11月28日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

指定番号662号 業者コード744号
京都市右京区梅津南広町85 `イアステージ` 803号
オフィスTSUJI
代表者 辻 貴子

2 廃止年月日

令和元年8月1日

(上下水道局水道部水道管路課)